

ARCI ST

アーキスト

トレーニングで高めるメンタルヘルス

外部パートナー：アイエムエフ株式会社
 CEO兼研究センター代表
 大塚 博 巳

経営革新等支援機関に
 認定されました
 代表・税理士 内藤 克

平成25年4月1日以降の
 登録免許税及び登記手数料
 司法書士 西田 誠

- ▶ p1 税理士法人からの
お知らせ
- ▶ p2 パートナーだより
- ▶ p4 メコン大学特別講義
新しい銀座のご案内

カンボジア訪問記
 part2
 社会保険労務士 黒川 健吾

税理士法人からのお知らせです!

その1 渋谷事務所を開設しました!



渋谷事務所所長の山中と申します。私は電鉄会社を退職後、昭和63年8月に当時銀座にあった会計事務所に入社いたしました。その時の同期入社が弊社代表社員の内藤です。かれこれ25年の付き合いになります。

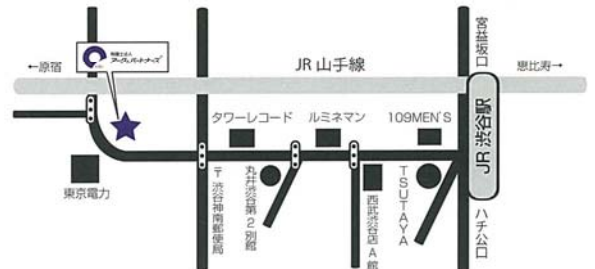
この度弊社は4月下旬に業務拡充を図るため、渋谷事務所を開設いたしました。当初は私を含め3名でスタートいたします。所長と言っても名ばかりで、机拭き、ゴミだし、お客様のお茶入れをするようになりそうです。

得意分野は相続対策及び法人の組織再編です。銀座本部とのネットワークを生かし、皆様のお力になればと思います。



15年前

税理士法人 アーク&パートナーズ 渋谷事務所
 〒150-0041 東京都渋谷区神南1-10-8 エフビル7階
 TEL.03-6277-5511 FAX.03-6277-5706



その2 アプリ「スマート相続診断」を開発しました!



来たるべき大相続時代を迎えるにあたり、相続に関心を持ち、少しでも知識を増やして親子で話し合う機会を増やしてほしいとの考えから、誰でも簡単に操作できるアプリ「スマート相続診断」を開発しました。

このアプリを「財産はどうするか?」「税金はどうなるのか?」と親子で話し合うツールとして活用いただければ幸いです。アプリは6月上旬からiPhone, iPad, Androidで配信予定です。また、ホームページではアプリの機能がわかるほか、無料でお試し診断も可能です。ぜひアクセスをしてみてください。

相続人	名前	法定相続分
配偶者	A子	1/2
子	B太郎	1/4
子	TB	1/4



経営革新等支援機関に 認定されました

代表・税理士 内藤 克

税理士法人アーク&パートナーズは平成24年12月21日付けで経済産業省が定める経営革新等支援機関(以下、認定支援機関)に認定されました。

認定支援機関とは、昨年8月に成立した「中小企業経営力強化支援法」に定めるもので、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援にかかる実務経験を有する機関等を国が認定することにより、経営分析や事業計画策定にかかる中小企業による相談プロセスの円滑化を図るものです。

「中小企業円滑化法」が本年3月で終了したため、その後はこの認定支援機関が相談窓口になり中小企業をサポートする役割を担うことになります。

以下、認定支援機関の活用例をご紹介します。

1.創業補助金

- ①女性や若者の地域での起業・創業に最大200万円の補助金
- ②家業を活かす第二創業については最大500万円の補助金

2.資金繰り支援

一時的に業況悪化を来している中小企業が、認定支援機関の経営支援を受けた場合に日本公庫・商工中金からの融資に対して最大0.6%の金利引き下げ

3.経営改善支援

条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業が、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、コンサルティング費用の総額の2/3(上限200万円)まで負担

まだまだ詳細が発表されていない部分もありますが、ご不明点があればお問い合わせください。



平成25年4月1日以降の 登録免許税及び登記手数料

司法書士 西田 誠

所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)により、その適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されましたので、その概要をお知らせします。

租税特別措置法72条関係

土地の売買による所有権の移転の登記及び土地の所有権の信託の登記に係る登録免許税につきましては、平成27年3月31日まで、土地の売買による所有権移転登記の税率は1000分の15、土地の所有権の信託の登記は1000分の3が適用されることになりました。

租税特別措置法73条及び75条関係

住宅用家屋の所有権移転登記の税率につきましては1000分の3、住宅取得資金の貸付け等にかかる抵当権の設定登記の税率は1000分の1、が引き続き適用されることになりました。

租税特別措置法84条の5関係

オンラインによって登記の申請を行う場合の登録免許税の特別控除(租税特別措置法84条の5)につきましては、平成25年3月31日をもって廃止されました。それまでは、会社設立等で最大3000円の減税がされていましたが、4月1日以降の登記申請について、その減税を受けることができなくなりました。

登記手数料の改定

平成25年4月1日から登記事項証明書等の交付請求にかかる手数料が改定されます。

たとえば、書面請求における登記事項証明書が700円から600円に。オンライン請求すると570円から500円にそれぞれ改定されました。

その他印鑑証明書が500円から450円、登記事項要約書と登記簿の閲覧が500円から450円にそれぞれ安くなるように改定されました。

不動産譲渡契約書の印紙税の延長及び拡充

不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されることになりました。また、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることになりました。



カンボジア訪問記 part2

社会保険労務士 黒川 健吾

3月末に2度目のプノンペンに行ってきました。

訪問の目的は、カンボジアメコン大学の学生に、両国の労働環境や法律の違いについてレクチャーすることです。

カンボジアといえばアンコールワットが思い浮かび、首都プノンペンその他の情報はなじみが薄いかもしれません。地理的にはタイとベトナムに挟まれる位置にあり、人口約1400万人、面積は日本の半分程度といった東南アジアの小国です。

日系企業の進出は2011年ごろから本格化し、同年は86社、12年は半期で68社に達しており進出が活発になってきています。日系企業の進出はチャイナリスクへの対応として近隣国であるタイ、ベトナムへ多くの企業が進出していますが、ミャンマーやラオスとならんでさらなる受け皿として期待されているのだと思います。ASEANが進める経済統合では日本、中国、インドなど6ヶ国を加えた「東アジア地域包括的経済連携」の検討も宣言され、今後より一層の期待されている国の一つです。

カンボジアの労働法は日本にとっても似ていますが、まだまだ浸透していない状況です。このため、学生も労働条件よりもまずは日本企業で働くことに関心があるようです。日本語科コース主催の今回の講義にも、日本語科以外の学生が多数参加し、日本への興味の高さに嬉しくなりました。

講義中は予想を超える多くの質問があり、少子高齢化、年金問題など日本が抱える課題への解決策を求めると、なぜ「外国人を受け入れる」「子供を産む環境を作る」ことができないのか?とのストレートな答えに私の方が返答に困る場面もありました。なかでも印象に残ったのは「なぜ日本人は英語でコミュニケーションができないのか?」という質問でした。12年間も勉強しているのに話せないのが不思議だということでしょう。

今回の講義も日本語コースの学生が日英で通訳してくれましたから彼らにとって英語でのコミュニケーションは当たり前となっています。

あらためて感じたのは、日本で働くには2つの壁が存在していることです。それは就労ビザの壁と語学の壁です。これらの壁により国内の労働市場はいまなお鎖国状態といえます。

興味を持たれているうちに開国すべきことをあらためて認識させられた訪問でした。

それにしてもカンボジアの人々は人当たりがいい人が多いです。皆さんも機会があれば是非訪問してみてください。



トレーニングで高める メンタルヘルス

アイエムエフ株式会社
CEO兼研究センター代表

大塚 博巳

一般的に、メンタルヘルス対策は企業における精神疾患およびメンタルヘルス不調者の対応や、休職・復職の支援のイメージが先行しています。確かに、私共の支援業務もそれらの対応が多いことも事実です。一方で、メンタルヘルス対策の中でなかなか実施するところまでたどり着かない対応があります。それは、セルフケアという領域です。

ストレスの多い現代社会において、体と心を良好な状態に自分で調整できるスキルを身につけておくことは、身心の不調のケアだけではなく予防や健康増進、さらにはいざという時のあがり防止や実力発揮という観点からも重要な取組みです。例えばオリンピック代表選手やプロスポーツ選手が取り組むメンタルトレーニングなどにはそのヒントが隠れています。この取組みはいわゆるトレーニングですが、自分の心身の状態に気づき(セルフ・モニタリング)、自分で調整(セルフ・コントロール)するための原理の理解と技法の実習を目標として、即効性が期待できる多少簡便な「身心のセルフコントロールプログラム」と練習期間が必要な本格的なトレーニングとしての「自律訓練法」の2つがあります。例えば、自律訓練法の基本となる標準練習の一部ですが、腕や脚の筋が弛緩してリラックスした感覚をモニタリングする四肢重感練習と、末梢の血液循環が良好になって手足の表面温度が上昇した感覚をモニタリングする四肢温感練習が特に重要とされています。この2つの練習には適用上の制限や不快な反応がほとんどなく、不安や緊張の軽減に効果があり、緊張性頭痛、本態性高血圧、睡眠障害や疼痛などの慢性的な症状の緩和にも有効で、特定の疾患に限らず、患者のQOLの向上や予防を目的とした適用が可能とされています。また、リラックスすることと眠ることは、真面目な人ほど苦手な傾向があり、頑張れば頑張るほど、逆効果になってしまうものです。

このようなセルフケアの研修を通して、社員自身がセルフ・コントロールのコツをつかむことも企業のメンタルヘルス対策のいずれかの場面で必要になるはず です。

Advanced Reliable Consultants





カンボジアのメコン大学で 特別講義を行いました!!



3月20日～25日、社労士法人の黒川がカンボジアのプノンペンにあるメコン大学に講師として招待されました。日本語科コースの特別講義でしたが、日本に関心のある他学科の学生たちも多く参加し、日本の労働環境や日本が抱える課題点等を積極的に学び、意見交換をしました。ここで日本語を学んだ学生が、近い将来日本で働くことが出来れば良いですね。



4月からアーク周辺が一変! 新しい銀座には是非お越しください!!



銀座六丁目再開発

銀座六丁目の大規模再開発が行われます。地上13階地下6階の複合ビル「銀座ガーデン(仮称)」が2014年1月着工、2016年8月竣工予定です。商業施設はもちろんのこと、屋上庭園や観光案内所・バス停留所ができ観光拠点となります。

また、帰宅困難者一時収容施設や備蓄倉庫などの防災機能を取り入れた大規模な施設となるそうです。それに伴い、松坂屋銀座店は2013年6月末で一時営業終了となります。



三原橋地下街

昭和のレトロな雰囲気が漂う晴海通りの地下街ですが、耐震性の問題で取り壊しが決まり、東京都から立ち退き命令が出ているということです。それに伴い、シネパトスは2013年3月末をもって閉館しました。



POSCOビル近隣

POSCOビル隣の銀座クレストビル、その向かいの銀座中央ビルが解体工事中です。

共に2013年9月頃には終了する予定です。お足下等悪くなっていますので、ご注意ください。



歌舞伎座

ご存知の通り、2013年4月2日に歌舞伎座がOPENしました。東銀座駅とも直結し、歌舞伎タワー5階には、歌舞伎座の屋上庭園を望む「歌舞伎座ギャラリー」も新設されました。



編集後記

今年も早いもので、もうゴールデンウィーク目前! みなさん旅行などの計画は立っていますか?

まだ未定という方にお勧めの企画展を2つご紹介いたします。1つ目は、日本科学未来館「波乱万丈! おかね道(どう)」企画展を進んでいくうちに自分のお金の使い方・考え方のスタイルが分かっていきます。

2つ目は、国立科学博物館「グレートジャーニー人類の旅」人類の歴史とこれからの地球を改めて考えさせられます。

新生歌舞伎座にも出かけたいですね。(齋藤)



〒104-0061 東京都中央区銀座5-11-14 POSCO東京ビル4階

(代表) TEL.03-3545-2415 FAX.03-3545-2408

http://www.s-arc.com

地下鉄銀座線・日比谷線 銀座駅から徒歩2分 地下鉄丸の内線 銀座駅から徒歩5分 JR有楽町線から徒歩7分